従来ハ一人毎ニモデルヲ給シテ卒業製作ヲナサシメシガ爲

製作費 ノ如キモ一人毎ニ貳拾五円ヲ要シ候處前項ノ如

ヲ以テ卒業期或 変更スルニ於テハ製作費ニ多大ノ餘裕ヲ生ジ候ニ付其餘裕 ハ四年生等ノ平常 ノ成蹟品 ヲ製セシメ以テ

明 5分治四 十四年四月廿九日

年成蹟品展覧會出品

ノ準備ヲナス

剖學、

遠近法トス

校長正木直彦殿

塑造部受持教員

(「自明治四十四年 月月 教務内規、 諸規定書類教務掛

給は停止されなかった様子である(⑩の項参照) その後も塑造部生徒へ の一人当たり二十五円の制作費支

## 8 規則小改正

次の語句追加 明 治四十四年四月四日、 (傍線部分) がなされた。 東京美術学校規則第十二章第九十三条に

休學中ノ生徒若クハ再入學等ノタメ半途ヨリ就學スル 第九十三條 特待生ニシテ第二十八條ノ處分ヲ受ケタルトキ又ハ ハーケ月

1 丰

ヲ

判定ス

(『東京美術学校一覧 至明治四十五年』 金貳圓五拾錢ノ割ヲ以テ其月ヨリ授業料ヲ徴收ス

## 西洋画科授業要旨改正

9

明 治四十四年度中、 各科授業要旨の西洋画科の分が次のように改

正され

## 西 洋 畫 科

筆畫、 西洋畫科 水彩畫ヲ倂セ授ク ハ分チテ六教室トシ主トシテ木炭畫、 而シテ特ニ課スル學科ヲ用器畫法、 油畫ヲ教授シ又鉛

第一年ニ於テハ專ラ石膏像ニ據リテ木炭畫ヲ習得セシメ兼テ 一静物畫風景畫等ヲ授ク 又隨時題ヲ課シテ構圖ヲナ サ シ 油 繪 但

シ此學年ニ限リ木炭、 水彩鉛筆ヲ以テ構圖ヲナサシ

ハ油繪具ヲ以テ人體ヲ寫生セシム 第二年ニ於テハ木炭ヲ以テ人體ヲ寫生セシメ第三年第四年ニ於テ 油繪ノ靜物畫風景畫及構圖等

ハ學年ノ進ムニ隨ヒ順次其程度ヲ高メテ之ヲ課ス

第三學期ニ於テ其旣成 卒業期ニ入リテハ第一 學期ニ於テ卒業製作ノ構圖ヲナサ 、構圖ニ據リテ製作ニ從事セシメ倂 シ セテ自 第二

風景畫 畫像ヲ描寫セシム ハ期日ヲ限定シテ郊外寫生ヲナサシメ構圖ハ主トシテ歴史

及風俗ヲ課ス

各學年ノ課目 = 對シー 學期末毎ニ 口 ノ競技ヲ施行シ技能ノ優劣

(『東京美術学校 一覧

## 10 卒業制作材料補給内規

後 本校火災以前に施行されていた補給内規 明治四十四年制定のものを掲げる。 は不 明 で あ る。 それ以